

令和 2 年度福岡県外国人留学生奨学金等支援事業実施要領

この要領は、福岡県外国人留学生奨学金等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）交付要綱に定めるほか、令和 2 年度の本事業の実施に当たり必要な事項について定める。

1 事業概要

この補助金は、福岡県内に所在し、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）上の介護事業を行う事業所（以下「事業者」という。）が、直接又は日本語学校を經由して介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある留学生に対し、学費や生活費などを奨学金として貸与又は給付する経費の 3 分の 1 を補助する。

(1) 補助対象経費及び上限額

介護福祉士資格取得を目指す外国人留学生に係る以下ア～オの経費。

- ア 日本語学校又は介護福祉士養成施設の学費
年額 6 0 万円を上限とする。
- イ 介護福祉士養成施設の入学準備金
2 0 万円を上限とし、1 回限りとする。
- ウ 介護福祉士養成施設の就職準備金
2 0 万円を上限とし、1 回限りとする。
- エ 介護福祉士養成施設の国家試験受験対策費用
一年度あたり 4 万円を上限とする。
- オ 日本語学校又は介護福祉士養成施設在学中の居住費などの生活費
民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費とする（学費・国家試験受験対策費用を除く）。

(2) 他の制度との併給

外国人留学生が、介護福祉士修学資金貸付事業等、国や県その他公的団体が実施する類似の他制度による貸付等の支援を受けている場合は対象としない。

但し、本事業と他制度が重複しない場合は対象とする。

<重複しない場合の例>

【例 1】日本語学校修学分について本事業を活用し、日本語学校を卒業後、介護福祉士養成施設修学分に他制度を活用する場合

【例 2】介護福祉士修学資金貸付事業で生活費加算を受けず、本事業で介護福祉士養成施設における居住費などの生活費への補助を利用する場合

(3) 補助対象期間

補助対象と認める期間については、以下ア及びイの期間を上限とし、かつ日本語学校又は介護福祉士養成施設から提出される書類により、在籍又は卒業していることを証明できる期間に限る。

但し、日本語学校又は介護福祉士養成施設を卒業した者については、その当該年の3月までを補助対象期間とする。

ア 日本語学校修学の場合

1年以内とする。

イ 介護福祉士養成施設修学の場合

当該養成施設の正規の修学期間を上限とする。

但し、休学期間は対象期間から除くものとし、補助金は支給しない。なお、病気等の真にやむを得ないと認められる事由により留年した期間中については対象期間に含める。

(4) 補助対象となる日本語学校

補助対象となる日本語学校は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）別表第1～別表第3に定める日本語教育機関であつて、以下ア及びイのいずれにも該当するものとする。

ア 地方出入国管理局から、日本語教育機関の告示基準（出入国在留管理庁平成28年7月22日策定、令和2年4月23日一部改定。以下「告示基準」という。）第1条第8号ニに規定する適正校でない旨の通知を過去3年間受けていないこと。

イ 各年度の課程修了の認定を受けた者（留学の在留資格をもって在留していた者であつて、令和元年10月1日以降に入学した者に限る。以下同じ。）のうち、大学等への進学者の数、出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第1の1の表若しくは第1の2の表上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数及び日本語能力に関し言語のためのヨーロッパ共通参照枠(Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment)のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明された者の数の合計数の割合が、過去3年間7割を超えていること。

(5) 奨学金の返還

事業者が留学生に奨学金を支給したが、日本語学校又は介護福祉士養成施設を中退し、又は卒業後に当該事業者において介護業務に従事せず、留学生に奨学金の返済を求める場合にあつては、交付された補助金の額を除いて返済させるものとし、事業者から県への補助金返還は生じない。

なお、補助金の交付を受けた後において、留学生に支給した額の全額が返還された場合にあつては、交付された補助金の全額を県に返還しなければならない。

2 補助事業者の義務

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守ること。

ア この補助金の交付を申請する場合は、事業を適正に実施するため、奨学金の貸与（給付）規程を定めること。

イ 補助事業の内容、経費の配分または執行計画の変更（軽微な変更を除く）をする場合

は、事前に知事の承認を受けること。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に知事の承認を受けること。

エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

オ 補助事業の進捗状況等確認のために県が報告を求めた場合は、遅滞なく県に報告すること。また、必要に応じて県が実地検査を行う場合は、これに協力すること。

カ 補助事業を完了した場合（当該留学生在が各学年の課程を修了したとき）は、補助事業を完了した日から起算して1月を経過した日または翌年度4月10日までのいずれか早い日までに補助金交付実績報告書を県に提出すること。

3 申請手続

(1) 申請書類

補助金の交付を受けようとする事業者は交付要綱第7条に定める申請書（様式1）のほか、以下の添付書類を添付し、郵送又は持参により提出すること。

なお、提出された書類は原則として返却しない。

ア 経費所要額調書（様式1-2）

イ 支出計画書（様式1-3）

ウ 事業計画書（様式1-4）

エ 誓約書（様式1-5）

オ 奨学金等貸与（給付）規程

カ 収支予算（見込）書の抄本

キ 在留カードの写し

ク 該当する留学生在が日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍していることが確認できる書類

ケ 留学生への貸与（給付）型奨学金の実施を確認できる書類

コ 日本語学校修学の場合、当該日本語学校が過去3年の間に地方出入国管理局から受けた、1（4）アの適正校である旨の通知の写し

サ 日本語学校修学の場合、当該日本語学校が告示基準第1条第44号の規定に基づき、過去3年の間に地方出入国管理局に提出した報告書の写し

シ このほか、必要に応じて、本県から事業者に対して追加資料の提出を求めた場合、当該追加資料

(2) 申請期間

令和2年5月29日（金）～8月31日（月）※当日消印有効

4 実績報告

2のカの実績報告に当たっては、交付要綱第13条に定める実績報告書（様式6）のほか、以下の添付書類を添付し、郵送又は持参により提出すること。

なお、提出された書類は原則として返却しない。

- ア 経費所要額精算書（様式6-2）
- イ 対象経費の精算額内訳（様式6-3）
- ウ 事業実施状況報告書（様式6-4）
- エ 補助対象事業の概要を示す写真
- オ 収支決算（見込）書の抄本
- カ 在留カードの写し
- キ 外国人留学生へ奨学金等を支給した明細書の写し
- ク 日本語学校又は介護福祉士養成施設を卒業した場合は、そのことを証する当該学校又は養成施設が発行する書類
- ケ 日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍中の場合は、そのことを証する当該学校又は養成施設が発行する書類
- コ 日本語学校又は介護福祉士養成施設を退学・休学している場合は、そのことを証する当該学校又は養成施設が発行する書類
- サ 介護福祉士養成施設の修学期間最終年度にあつては、介護福祉士国家試験受験結果
- シ このほか、必要に応じて、本県から事業者に対して追加資料の提出を求めた場合、当該追加資料

5 留意事項

（1）奨学金の貸与（給付）規程について

事業者が2のアの奨学金の貸与（給付）規程を定めるに当たっては、以下ア及びイの要件を明らかにしておかなければならない。

- ア 貸付対象（合理性、内部又は外部、特定の属性だけ対象となっていないか等）
- イ 法人の手続き（選定方針、承認方法、債権管理、チェック体制等）

（2）事業者が社会福祉法人である場合の社会福祉法人会計に係る留意点

外国人留学生が介護福祉士養成施設を卒業後に事業者において勤務する予定となっている場合は、「社会福祉法人の認可について」第1の2に規定する公益事業のうち、「ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）」に該当するものである。

なお、当該外国人留学生が、事業者において現にアルバイトをしている場合も同様である。

6 書類の提出及び問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7（福岡県庁 北棟 2階）

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室

TEL：092-643-3327 FAX:092-643-3253